

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和 31 年岩手県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 職員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当時の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 職員は、公務、疾病、<u>出産、育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当時の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理由

欠席の事由の追加に伴い、所要の整備をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。